

幸田町監査公示第12号

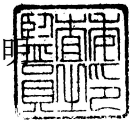
令和8年1月21日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和8年3月17日

幸田町監査委員 大 浦



幸田町監査委員 松 本 忠



幸田町職員措置請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

住所（略） 氏名（略）

2 請求の要旨

令和8年1月21日付けで提出のあった幸田町職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）、事実証明書として添付のあった完了届（令和7年3月31日付け幸田町文化振興協会会長届出）、幸田町町村合併70周年記念式典等運営委託業務収支予算明細（以下「収支予算明細」という。）、請求書（2024年11月30日付け株式会社海栄館天の丸請求。以下同じ。）幸田町町村合併70周年記念防災サミット実施について（令和6年4月24日付け人事秘書課合併70周年担当課長起案）、復命書（令和6年9月29日付け副町長等復命）及び【愛知県・幸田町役場】ちゃんぼん番長様幸田町におけるちゃんぼん振舞の御相談（2024年4月30日付け電子メール）の写しから、本件請求の要旨を次のように解した。

(1) 財務会計行為の概要

幸田町町村合併70周年記念式典（以下「記念式典」という。）の前日に行われた幸田町町村合併70周年記念防災サミット（以下「防災サミット」という。）は、幸田町長と交友関係の濃い首長11人を招待し、天の丸で開催されている。この記念行事は、幸田町文化振興協会に委託されているが、受託者は、支払を行っているだけである。食事代13,500円、宿泊費570,900円、手土産12,724円及びちゃんぼん振舞い110,990円の合計708,114円が防災サミットと無関係の接待費として幸田町文化振興協会を經由して支出された。そして、年度末に完了届が提出され、そのまま承認されたと思われる。

(2) 違法又は不当とする理由

各種協定の締結先首長に係る費用を幸田町が負担し、宿泊飲食費等として出席市町（防災サミットに出席した市町をいう。以下同じ。）1団体当たり64,374円もの高額な支出が明細も不明なまま承認されている。この種の経費は、交際費として取り扱われるべきものであるのに、支払のみを行う幸田町文化振興協会に委託したことは、マネー・ローンダリングに類似した手法で悪質性が極めて高い。

(3) 幸田町に生じた損害

708,114円

(4) 請求する措置

宿泊に伴い天の丸から提供される食事とは別に、長崎県から「ちゃんぼん番長」を招いて接待するよう幸田町長が担当課長に命じるなど、細部にわたって幸田町長の指示の下に行われたことは明らかである。同じ時期に、幸田町老人福祉センターの利用者に提供していたお茶代の負担を老人クラブに求めるように改められている。町民のわずかな飲食費を削っておきながら、交流首長を国賓並みにもてなすのは、到底必要な

支出とは認められない。(3)の損害額を幸田町に納入させるよう幸田町長成瀬敦氏個人に命じることを請求する。

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める要件を備えているものと認め、令和8年1月30日付けで受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなく陳述の希望があったため、令和8年2月9日請求人の陳述を聴取したところ、本件請求の補足として次のように陳述した。

幸田町町村合併記念の周年事業は、10年ごとに行われているが、合併当時を知る住民は、ほとんどいなくなり、何を祝うのか、その意味さえも分からなくなっている。幸田町町村合併70周年記念事業の事業費は、約5億円といわれ、蒲郡市など県内市町村では、他に類を見ない規模である。この莫大な予算が使われた中には、理解不能なものも多くある。法は、第1条の2第1項に「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定し、住民福祉ファーストを行政運営のど真ん中と定めているが、この記念事業には、「住民の福祉」とはとても言えないものが紛れている。町民の七五三は祝わないのに、a i b oの七五三に町民の血税を投入するなど、他の市町村では考えられないようなことが行われている。その一つが防災サミットであるので、その問題点を順次指摘させていただく。

1点目として、防災サミットの実態は、お友達首長をもてなす官官接待であると指摘させていただく。幸田町において防災を担当するのは、防災安全課である。町村では突出した規模の組織であるにもかかわらず、防災サミットの企画等に一切関わっていない。天の丸等への支払以外の事務は、人事秘書課が行っている。このことから、防災サミットは、表向きの行事名であり、実際は、幸田町が交流のある市町の首長を接待する官官接待が真の目的であることを如実に示している。意見交換会を隠れ蓑とした大宴会が行われたものであり、他の市町村では考えられないものである。もしも、他の市町村で同様の事例があるならば、明らかにして事業の正当性を説明していただきたいと思う。

2点目として、飲食代は、会費の範囲内であるべきであると思う。意見交換会の資料及び食事の代金として、出席市町の首長等から10,000円、随行職員からは3,000円を幹事（人事秘書課合併70周年担当課長）が受領していることから、意見交換会とは、飲食を伴う懇親の場であることが明らかである。さらに、受領した合計金額155,000円を収入調定したのは、令和6年12月5日であるのに、記念式典の祝儀は、同年10月31日には収入調定されており、収入調定が遅れた理由も疑いたくなる。同年11月13日に私の行政文書開示請求を受けて、慌てて収入調定したのではないかと勘繰りたくもなる。

3点目であるが、会計ルールを無視した委託であり、マネー・ローンダリングであると

指摘する。幸田町文化振興協会に委託しなければならない理由がまず不明である。本件請求書でも触れたが、意見交換会は、接待交際の性格は極めて強い。幸田町予算は、目的別に執行されなければならないが、本件の場合、講師代は報償費、飲食代は食糧費にすべきところ、幸田町文化振興協会を経由することで委託料として処理され、官官接待の実態が覆い隠されていると指摘するものである。

4点目であるが、内訳不明な一括請求書で支払われている点である。出席市町の随員職員の宿泊費は、朝食付きで9,900円で、天の丸へ直接支払われている。幸田町が天の丸に支払ったのは、570,900円で、これを幸田町文化振興協会経由で支払っている。出席市町の首長等の宿泊費も、随員職員と同額であると仮定をすると、総額は108,900円に相当する。差引き462,000円が意見交換会の飲食代と推測でき、首長等一人当たり42,000円ちょうどに該当する。さらに、ちゃんぽん振る舞い110,990円を一人当たりになると10,090円であり、首長等一人当たり合計52,090円の接待は、国賓クラスと指摘できると思う。それでなければ、特別な見返りを期待する賄賂性のある不法な接待以外はあり得ません。この主張が誤りであるなら、天の丸によるぼったくり又は天の丸と結託した裏金作りの可能性も考えられる。どちらにしても、疑念を抱かれないためには、夕食の単価、飲み物の数量その他全ての内訳が分かる明細書が添付されていない経費は、支出されてはならない。意見交換会に参加した幸田町長以下の職員も飲食した可能性があるため、食糧費の負担を求められた老人クラブ会員などに説明責任が果たせられるよう、町民目線の監査を期待する。

2 関係職員の陳述

本件請求に係る委託料の支出について、担当する人事秘書課を監査対象課として、関係職員の陳述を聴取するに当たり、法第242条第8項の規定により、請求人に立会いの機会を与えたところ、その希望はなく、令和8年2月19日関係職員の陳述を聴取したところ、監査対象課は、請求人の主張に対し次のように陳述した。

防災サミットは、記念式典と一体の幸田町町村合併70周年記念事業に位置付けられたもので、記念式典に招待した市町の首長が幸田町で一堂に会する機会を有効に活用し、幸田町と災害時相互応援協定等を締結している11の市町と広域的な防災連携の強化及び相互応援協力体制を確認し合うことを目的としたものであり、請求人が主張するような幸田町長個人の交友関係によるものではない。その会場を天の丸としたのは、天の丸が幸田町内にある宿泊施設で、翌日の記念式典の会場となった幸田町民会館への移動も容易であり、記念式典の開始時刻が午前9時45分と早く、前泊が必要となった遠方からの首長等の宿泊所となり、かつ、防災サミット開催に必要な施設も備えていたからであり、前泊が必要となった遠方からの首長等は、全員防災サミットに出席している。近隣市については、岡崎市や西尾市など西三河9市とは広域連携協定という形で幸田町と災害時相互応援協定を締結しているが、蒲郡市とは個別に締結しており、かつ、会場となった天の丸が蒲郡市にまたがっていることから、前泊の必要がない蒲郡市長も出席している。

防災サミットは、記念式典及びその前後に実施した七つの記念行事の一つであり、こ

れらを一体的に、会場の手配から当日の進行、出席者の対応、宿泊及び飲食等の調整、支払までを包括的に運営するには、一括して委託することが最も合理的と判断し、幸田町は、「幸田町町村合併70周年記念事業（式典関係）委託業務」として、記念式典等の会場となった幸田町民会館の指定管理者であり、幸田町の文化事業や式典運営に実績のある幸田町文化振興協会と委託契約を締結した。令和7年2月23日に開催した記念講演会は、令和6年10月19日に開催した記念式典から開催時期が隔たっているが、記念式典が災害等により予定どおり開催できなくなることを想定し、その場合の予備日として記念講演会の前日も会場を確保するため、この委託業務の対象に含めた。幸田町文化振興協会は、幸田町と協議しながら委託業務を進めることとしたが、防災サミット当日は、幸田町民会館において翌日の記念式典の準備及びリハーサル等に人員を要し、会場である天の丸への動員ができなかったため、事前協議の上、会場の手配、事前調整及び事後の支払等を委託した。このように、受託者である幸田町文化振興協会を経由した支払は、委託業務では一般に行われていることから、マネー・ローンダリングに類似した手法という請求人の主張は当たらない。防災サミットの企画調整等については、請求人の主張のとおり、記念式典を担当した人事秘書課が行っており、防災を担当する防災安全課は、関わっていないが、当日の資料の作成や取り回しなどを行っているので、防災サミットの実態はお友達首長をもてなす官官接待であるという請求人の指摘は、事実と反している。

本件請求に係る委託料の支出については、委託契約に基づき幸田町文化振興協会から提出された完了届によるものであるが、その内訳については、事前調整の内容も含め確認できていたので、幸田町としては、個々の幸田町町村合併70周年記念事業における飲食物の単価や数量まで完了届に記載する必要はないと考えており、請求人の指摘するような内訳不明のままの支払ではない。幸田町文化振興協会が天の丸に支払った宿泊費570,900円には、出席市町の首長等の宿泊費のほかに、講師の宿泊費や意見交換会の会場使用料も含まれている。それらを差し引いて首長等一人当たりを計算すると、宿泊費が14,000円、意見交換会の料理代が11,000円、飲物代が4,840円、合わせて29,840円となり、請求人の推測による計算の仕方は適切ではなく、また、出席者は、いずれも幸田町と災害時相互応援協定等を締結している市町であり、特別な見返りを期待する関係でもない。それらの市町においても、近年、周年記念事業が実施され、式典の前日又は当日に宿泊を要し、公費の負担を伴う意見交換会が開催される事例もあり、幸田町の防災サミットは、特異なものではない。出席市町の首長等の宿泊費などは、翌日の記念式典出席に付随する経費であり、接待を目的としたものではなく、また、幸田町文化振興協会から天の丸への支払は、宿泊、会場利用、飲食提供など提供されたサービスに対する正当な料金設定に基づくものであり、請求人に「ぼったくり」、「裏金作り」と批評されるような不当な請求はない。

本件請求に係る委託料の支出のうち、「ちゃんぼん振る舞い」は、姉妹都市である長崎県島原市との交流によるものであり、単なる飲食の提供ではなく、「ちゃんぼん番長」として地域振興に人生をかけて取り組む、島原市の隣雲仙市の元職員の活動を紹介する趣旨を含んだ企画であり、接待を目的としたものでもない。このちゃんぼん番長を招へい

したことについて、請求人は、細部にわたって幸田町長の指示の下に行われたことは明らかと主張しているが、幸田町長の指示は、あくまで首長としての職務権限の範囲内であったと考える。さらに、請求人は、幸田町老人福祉センターの利用者に提供していたお茶代の負担を老人クラブに求めるように改められたことを町民の飲食費削減の例として挙げている。この老人福祉センターの取扱いは、人事秘書課の把握するところではないが、本件請求に係る委託料の支出とは無関係であり、目的も性質も異なることから、直接比較することは適切でないとする。

防災サミットの意見交換会には、会費として出席市町の首長等からは10,000円、随行職員からは3,000円を徴収しているが、これは、出席者に一定の自己負担を求めるものであり、意見交換会の経費を全て会費で賄おうとしたものではない。請求人は、飲食代は会費の範囲内であるべきであると主張しているが、意見交換会は、あくまで防災に関する情報共有及び交流を図るものであり、飲食を伴う形式で実施することは、交流を円滑に進めるための一般的な手法であり、飲食を伴ったことをもって単なる懇親の場であると判断するのは適切でないとする。また、会費の収入調定及び納入の時期が遅れたことについては、当初は幸田町の歳入とせずに意見交換会の飲食代に直接充てるつもりであったが、この処理は好ましくないという判断に至り、その過程で時間がかかってしまったというのが真相で、請求人からの行政文書開示請求とは無関係である。意見交換会における飲食の提供は、会議の運営に必要な範囲内で行われ、特別職の三役のほか、出席した幸田町職員は、飲食代を実費負担しており、公費負担はない。

3 事実関係の確認

本件請求に係る委託料の支出について、法第199条第8項の規定により、関係書類の提出を求め調査したところ、次のとおり事実を確認した。

(1) 委託業務の概要

委託業務は、「幸田町町村合併70周年記念事業（式典関係）委託業務」で、昭和29年8月1日に額田郡幸田町と幡豆郡豊坂村が合併して新生幸田町が誕生し、令和6年8月1日をもって70周年を迎える。そこで、幸田町がこれまで歩んできた歴史と成果をたたえ、先覚者に感謝するとともに、郷土への愛着や誇りを育み、町内外そして未来へ向けて幸田町の魅力を力強く発信することにより、今後更なる幸田町の発展に寄与することを目的として記念式典を始め、防災サミット、記念写真展、記念上映会及び記念コンサート並びに講師徳川家広氏及び磯田道史氏による記念講演会の七つの幸田町町村合併70周年記念事業の運営を委託するものである。

(2) 受託者

委託業務の受託者は、「幸田町文化振興協会」で、平成8年1月10日に設立され、幸田町民会館、幸田町立図書館、幸田町民プール並びに思索の森、センタープラザ及びその他屋外施設により構成する「ハッピーネス・ヒル・幸田」の管理運営に補助的な立場から参加し、自主事業を始め数多くのイベントの企画運営に携わってきたが、平成18年4月1日からは、幸田町の指定管理者として、ハッピーネス・ヒル・幸田の各施設の管理運営業務と自主事業を遂行している。

(3) 委託期間

令和6年4月29日から令和7年3月31日まで

(4) 委託契約の締結日、委託料の支出日及びその額

区 分	契約締結日又は支出日	委託料の額
当初契約	令和6年4月26日	17,710,000円
変更契約	令和6年10月11日	△360,760円
支 出	令和7年4月18日	17,349,240円

(5) 委託業務の内容

記念行事名	開催の期日及び場所	主な内容	委託料
記念写真展	令和6年10月12日(土) ～10月20日(日) 幸田町民会館あじさいホール	「みんなに観てほしい! 幸田町のこの風景」	506,907円
防災サミット	令和6年10月18日(金) 天の丸階段教室ほか	基調講演、フリーセッション、意見交換会	829,074円
記念式典	令和6年10月19日(土) 幸田町民会館さくらホール	オープニング 国歌独唱、町長式辞、町議会議長挨拶、来賓祝辞、来賓紹介、記念表彰、特別感謝状贈呈、ふるさと町民紹介、ドラマ・映画制作発表、SDGs未来都市宣言 アトラクション	8,047,547円
記念講演会	令和6年10月19日(土) 幸田町民会館さくらホール	「徳川の天下を支えた幸田人」 (講師 徳川家広氏)	1,567,912円
記念上映会	令和6年10月19日(土) 幸田町民会館さくらホール	「スポットライトを当ててくれ!」	22,000円
記念コンサート	令和6年10月20日(日) 幸田町民会館つばきホール	「半崎美子 明日を拓くコンサート2024」	2,727,218円
記念講演会	令和7年2月23日(日) 幸田町民会館さくらホール	「幸田町のゆかりの三河武士に思う」(講師 磯田道史氏)	1,120,785円
		企画運営費	2,527,797円
		合 計	17,349,240円

(6) 防災サミットに係る委託料の内訳

収支予算明細による内訳		監査により判明した内訳		
項 目	金 額	項 目	金 額	説 明
講師料 (A氏)	50,000円	報酬	50,000円	フリーセッションファシリテーター1人分
講師料 (B氏)	50,000円	報酬	50,000円	基調講演の講師1人分
講師料 (C氏)	7,000円	報酬	7,000円	ちゃんぼん番長等2人分
交通費 (A氏)	18,860円	交通費	18,860円	フリーセッションのファシリテーター1人分
交通費 (B氏)	2,100円	交通費	2,100円	基調講演の講師1人分
交通費 (C氏)	103,990円	交通費	103,990円	ちゃんぼん番長等2人分

食事代	13,500 円	カレーうどん代	13,500 円	首長等 11 人×500 円=5,500 円 随行職員 15 人×500 円=7,500 円 フリーセッションのファシリテーター 1 人分 500 円
宿泊費	570,900 円	宿泊費	167,200 円	首長等 10 人×13,200 円=132,000 円 ちゃんぼん番長等 2 人×9,900 円=19,800 円 フリーセッションのファシリテーター 1 人分 15,400 円
		アメニティ代	21,560 円	首長等 10 人×770 円=7,700 円 随行職員 15 人×770 円=11,550 円 ちゃんぼん番長等 2 人×770 円=1,540 円 フリーセッションのファシリテーター 1 人分 770 円
		会場使用料	66,000 円	階段教室 22,000 円 セミナールーム B・C 16,500 円 小宴会場 11,000 円 新月・満月 16,500 円
		料理代	214,500 円	首長等 11 人×11,000 円=121,000 円 随行職員 15 人×5,500 円=82,500 円 フリーセッションのファシリテーター 1 人分 11,000 円
		飲物代	101,640 円	首長等 11 人・フリーセッションのファシリテーター 1 人分 58,080 円 随行職員 15 人分 43,560 円
手土産	12,724 円	ちゃんぼん材料費	12,724 円	小浜ちゃんぼん材料費・送料等
合計	829,074 円	合計	829,074 円	

(7) 出席市町の概要

市町名	所在都道府県	出席者		幸田町と締結している主な協定	
		首長等	随行職員	種別	締結日
島原市	長崎県	副市長	1 人	災害時相互応援協定	令和 2 年 7 月 31 日
箕輪町	長野県	町長	3 人	災害時相互応援協定	平成 24 年 5 月 21 日
平泉町	岩手県	町長	2 人	災害時相互応援協定	平成 24 年 7 月 12 日
住田町	岩手県	町長	1 人	災害時相互応援協定	平成 24 年 7 月 13 日
立川市	東京都	市長	2 人	災害時相互応援協定	平成 24 年 7 月 17 日
安堵町	奈良県	町長	—	災害時相互応援協定	令和 2 年 10 月 20 日
内灘町	石川県	町長	2 人	災害時相互応援協定	令和 4 年 2 月 3 日
泉佐野市	大阪府	副市長	1 人	ふるさと逸品協定	令和 4 年 8 月 2 日
剣淵町	北海道	町長	1 人	まちづくり連携協定	令和 5 年 10 月 7 日
京丹波町	京都府	町長	2 人	まちづくり連携協定	令和 5 年 10 月 7 日
蒲郡市	愛知県	市長	1 人	災害時相互応援協定	平成 31 年 2 月 20 日
合計	11 団体	11 人	16 人		

第4 監査の結果

1 判断

監査委員は、本件請求について監査を実施した結果、次のとおり判断した。

記念式典は、令和6年度に実施された幸田町町村合併70周年記念事業のメイン行事であるが、関係職員の陳述にあるように、開始時刻が午前9時45分と早く、招待された県外の市町の首長等は、幸田町内にあり移動も容易な「天の丸」に前泊することとなった。それらの市町のほとんどが幸田町と災害時相互応援協定を締結していることから、これを災害時における相互応援協力体制や防災連携について意見交換を行う絶好の機会と捉えて開催されたのが防災サミットである。令和3年3月10日に開催された幸田町議会予算特別委員会において、ある委員は、幸田町と災害時相互応援協定を締結した市町との関係について当時の防災安全課長から「顔の見える関係でいろいろな意見を交わして1年、2年、そういった単位で同じテーブルを囲んで意見交換、情報交換、そういったところを進めたい」と引き出した答弁に、「そのようにしてください」と首肯している。このような関係が一般に定着していると考えるが、請求人がこうした市町の首長を「幸田町長と交友関係の濃い首長」と本件請求書に記し、防災サミットを「お友達首長をもてなす官官接待」と陳述したことには、違和感を覚える。

官官接待とは、一般に、都道府県や市町村など自治体の職員が許認可や補助金交付等の便宜を図ってもらうため中央省庁の官僚を公費で接待することをいい、平成7年全国市民オンブズマン連絡会議が調査し、全国の都道府県や政令市でいわば慣例として行われている実態を明らかにしたことから、広く知られるようになった。このようなことから、国家公務員については、その職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的に、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）が制定され、第3条第3項で国家公務員がその職務に利害関係を有する者から贈与等を受けるなどの行為が禁止され、この倫理原則を踏まえ、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るため、第5条第1項の規定により国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号。以下「倫理規程」という。）が制定された。

地方公務員については、地方公共団体において制定された条例、規則等によるところとなるが、幸田町においては、いわゆる官官接待を禁止するために制定した条例、規則等はなく、本件請求に係る委託料の支出については、倫理規程に照らして判断することとなる。倫理規程は、第3条第1項で「利害関係者から供応接待を受けること」を禁止しているが、ここでいう利害関係者とは、第2条第1項各号に掲げる、許認可等や補助金等の交付を受ける者など国家公務員の職務に利害関係を有する者を指す。ここで問題となるのが、出席市町の首長等が幸田町長の利害関係者に当たるか否かである。そこで、出席市町の条例、規則等を見ると、利害関係者とは、許認可等や補助金等の交付を受ける者など当該出席市町の職員の職務に利害関係を有する者を指し、倫理規程とは、「職員」の定義が変わった程度の違いである。幸田町と出席市町とは、災害時相互応援協定などの協定を締結している相互に有益な関係であり、交友関係であることには異論がないが、幸田町は、出席市町から許認可等や補助金等の交付を受ける者でもないことから、出席市町

にとって幸田町が利害関係者であるとは到底考えられない。よって、防災サミットの実態がいわゆる官官接待であるという請求人の主張は当たらない。

防災サミットは、関係職員の陳述にあるように、記念式典その他の記念行事と一括した委託業務としてその運営が幸田町文化振興協会に委託されたものであり、当該委託業務の完了後には、受託者である幸田町文化振興協会に委託料が支払われている。地方公共団体歳入歳出科目解説には、「地方公共団体から事務事業の委託を受けた受託者に対しては、当事者の合意によってその対価を無償とすることは可能としても、通常は相当の対価を受託者に交付しており、この対価が委託料である。委託料の内容としては本来各節に区分されるべきものが包括的にまとめられているのであり、事務事業を委託し、それに対して委託料を支払うべきところ、委託料としてではなく各節から支出することはその意義を抹消するものとして不適当な運用となろう」とされていることから、会計ルールを無視した委託であるという請求の主張は当たらない。また、幸田町文化振興協会は、関係職員の陳述にあるように、記念式典を始め防災サミット以外の記念行事の会場となった幸田町民会館の指定管理者であり、幸田町の文化事業や各種の式典運営に実績があることから、委託業務の受託者となったのであり、防災サミットの会場が別の施設となり、かつ、開催当日会場に職員が赴くことができなかつたことをもって、交際費として取り扱われるべきところ支払のみを行う幸田町文化振興協会に委託したことがマネー・ローンダリングに類似した手法で悪質性が極めて高いという請求人の主張も当たらない。

請求人は、食事代13,500円、宿泊費570,900円、手土産12,724円及びちゃんぽん振る舞い110,990円の合計708,114円が防災サミットと無関係の接待費として幸田町文化振興協会を経由して支出されたとし、この708,114円を幸田町に生じた損害として幸田町に納入させるよう幸田町長個人に命じることを請求しているが、本件請求書の記載及び陳述の内容から、出席市町の首長等及び随行職員並びにちゃんぽん振る舞いに係るこうした委託料が「防災サミットと無関係の接待費」であり、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たると主張していると推測できる。請求人の主張する食事代、宿泊費及び手土産については、収支予算明細に記載されたとおりであり、収支予算明細には、「ちゃんぽん振る舞い」の記載が見当たらないが、記載のある講師料(C氏)7,000円と交通費(C氏)103,990円を合わせると、請求人の主張するちゃんぽん振る舞いと同額になるので、請求人の主張する損害額は、全て収支予算明細を根拠としていることが確認できた。しかし、収支予算明細に記載のある手土産については、「ちゃんぽん材料費」の誤りであったことが判明したので、これも合せて「ちゃんぽん振る舞い」とするのではなく、報酬7,000円、交通費103,990円及びちゃんぽん材料費12,724円とするのが妥当であると認めた。食事代については、正しくは「カレーうどん代」であり、これにフリーセッションのファシリテーター一人分も含まれていることが判明し、出席市町の首長等11人分及び随行職員15人分のカレーうどん代が請求人の主張する損害額であると推測できることから、食事代とするのではなく、カレーうどん代13,000円とするのが妥当であると認めた。宿泊費について、請求人の陳述のとおり、請求書にはその内訳の記載がないが、関係職員の陳述にあるように、人事秘書課は、その内訳を事前に把握していたことから、それが問

題であるとは認められない。この宿泊費には、関係職員の陳述にあるように、会場使用料とフリーセッションのファシリテーター（関係職員の陳述では「講師」）一人分に係る宿泊費、アメニティ代、料理代及び飲物代が含まれており、出席市町の首長等10人分及びちゃんぼん番長等二人分の宿泊費、首長等10人分、随行職員15人分及びちゃんぼん番長等二人分のアメニティ代、首長等11人分及び随行職員15人分の料理代及び飲物代が請求人の主張する損害額であると推測できることから、宿泊費151,800円、アメニティ代20,790円、料理代203,500円とするのが妥当であり、飲物代については、出席市町の首長等11人分とフリーセッションのファシリテーター一人分それぞれの額が不明なため、その総額の58,080円を人数で按分して得た53,240円に、出席市町の随行職員15人分の43,560円を加えた96,800円とするのが妥当であると認めた。

よって、報酬7,000円、交通費103,990円、カレーうどん代13,000円、宿泊費151,800円、アメニティ代20,790円、料理代203,500円、飲物代96,800円及びちゃんぼん材料費12,724円を合わせると609,604円となり、これが請求人の主張する損害額であると認め、本件請求に係る委託料の支出が法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たるか否か判断することとなるが、「普通地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、当該普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、右事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるが、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることに思いを致すと、対外的折衝等をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、右接遇は当該普通地方公共団体の事務に当然伴うものとはいえず、これに要した費用を公金により支出することは許されない（平成元年9月5日最高裁判決）」とされており、この判例にも照らして順次判断していく。

報酬7,000円については、幸田町職員等の旅費支給条例（昭和29年幸田町条例第10号。以下「旅費支給条例」という。）別表日当の項左記以外のものの欄に規定する県外3,500円を用い、ちゃんぼん番長等二人分で7,000円としたことが判明したが、これがちゃんぼん番長一人分の報酬であったとしても、幸田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年幸田町条例第4号）別表前各項に定める者以外の法令又は条例の規定による委員の項報酬の額の欄に規定する日額7,300円を超えてはならず、交通費103,990円については、ちゃんぼん番長等二人分の鉄道賃、航空賃及びレンタカー代で、鉄道賃及び航空賃は、旅費支給条例の定めるところによるものであることから、ちゃんぼん振る舞いが幸田町長の指示の下に行われたものであっても、請求人の主張は当たらない。

宿泊費151,800円については、アメニティ代20,790円も含まれるべきものであるので、これを加えて一人当たりで換算すると、出席市町の首長等が13,970円、随行職員はアメニティ代のみで一人当たり770円、幸田町が負担していない宿泊費を含めると10,670円、ちゃんぼん番長等も同額の10,670円となる。出席市

町の随員職員とちゃんぼん番長等は、いずれも旅費支給条例別表宿泊料の項左記以外のものの欄に規定する12,000円を超えておらず、また、出席市町の首長等は、この額を超えてはいるものの、同欄ただし書に規定する15,000円の範囲内であることから、いずれも社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているとは認められない。

カレーうどん代13,000円、料理代203,500円、飲物代96,800円及びちゃんぼん材料費12,724円については、これらを合わせ飲食代として一人当たりで換算すると、出席市町の首長等が16,811円、随員職員が9,375円となるが、人事秘書課は、出席市町の首長等から一人10,000円、随員職員から一人3,000円の会費を徴収し、その収入調定及び納入の時期が遅れたことについては、監査委員の指摘するところとなったものの、この飲食代に充当しており、この額を差し引くと、首長等は6,811円、随員職員は6,375円となる。請求人は、飲食代は会費の範囲内であるべきであると主張しながら、その根拠を明らかにしておらず、いずれも、「顔が見える関係」に必要な支出であって、到底国賓クラスの接待には及ばないことから、社会通念上儀礼の範囲を逸脱しているとまでは認められない。

よって、本件請求に係る委託料の支出については、法第242条第1項の「違法又は不当な公金の支出」に当たらないと判断した。

なお、本件請求に至った背景について、請求人は、幸田町町村合併70周年記念事業の事業費は約5億円で、県内では他に類を見ない規模であり、その中には理解不能なものも多く、その一つが防災サミットであると陳述している。この事業費については、令和6年度幸田町一般会計決算審査において所管別に審査し、それらを総括した意見書を令和7年8月5日幸田町長に提出しているもので、言及は差し控えたいが、幸田町長及び町職員にあっては、請求人の陳述にあるように、法第1条の2第1項の「住民の福祉の増進」を図ることを基本とし、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」ことを肝に命じて予算の確保と執行に努められたい。

2 結論

以上のことから、本件請求に理由がないものと判断し、これを棄却する。